

# 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案 概要

令和6年11月7日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報経済課

## 1. 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめ、関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。

学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を提示することにより、電子商取引や情報財取引等を巡る法解釈の指針として機能することを期待しています。

## 2. 改訂等の内容

デジタルプラットフォームに関する項目やブロックチェーン技術を用いた価値移転に関する項目を改訂する他、前回改訂時（令和4年4月）以降に施行された主な新規法令や改正法令（令和6年4月1日までに施行されているものが対象）等を踏まえ、以下の各論点について改訂を行いました。

I-2-1 ウェブサイトの利用規約の定型約款該当性（更新）

I-2-2 定型約款の規定が適用されないサイト利用規約の契約への組入れと契約締結後の規約変更（更新）

I-8-6 ユーザー間取引に関するプラットフォーム事業者に対する業規制（更新）

I-8-7 デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使（新規）

II-9-3 著作物の写り込み（削除）

II-9-4 eラーニングにおける他人の著作物の利用（削除）

III-14-2 NFT (Non-Fungible Token) をめぐる法律関係（新規） 等

その他、参照ガイドライン等に関する情報の更新、裁判例の追加等、必要な改訂等を行いました。